

## 重大事態への対応マニュアル（徳島市上八万中学校）

### ★いじめ事案発生★

#### (1) 組織員の構成

##### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：

（ 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、人権教育主事、養護教諭 ）

##### ②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（ スクールカウンセラー、学校評議委員 ）

#### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者： 教頭 ）

### I 重大事態の発生（疑いを含む）

### II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

### III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。

②既存の生徒指導・いじめ問題等対策委員会に適切な専門家を加えた調査組織

①調査を行うための第三者組織

（ スクールカウンセラー、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員 ）

### IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。

・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

### V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）

③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。

④情報の整理（詳細調査の実施P19）

### VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

### VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。

・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）

・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）